

耐震性に関する基準 [免震住宅]

この基準は、評価方法基準第5の1-3その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止および損傷防止）に定められている基準であり、地震時の応答を低減することで構造躯体の変形等を小さくさせることを目的としています。具体的には、「免震建築物であること」と「維持管理等に関する事項」に適合することが必要です。

(1) 免震建築物

平成12年建設省告示第2009号（以下この節において「告示」という。）第1第3号に規定する免震建築物であつて、告示第2各号に規定する構造方法とします。

(2) 維持管理等に関する事項

ア 免震材料等の維持管理に関する計画が明示された図書が作成されていることとします。

イ 敷地の管理に関する計画（大地震時における建物周辺敷地の共用部分使用時の手続等の定めなど）が明示された図書が作成されていることとします。

ウ アおよびイにおける図書は、定期点検および臨時点検として、その頻度および項目並びにそれぞれ基準となる数値等が記載されているものに限りします。